資料 10

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律【抜粋】

## (鳥獣保護管理事業計画)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の 実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
  - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
  - 三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び 放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。) に関する事項
  - 四 第九条第一項の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)に関する事項
  - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに 第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
  - 六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作 成に関する事項
  - 七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
  - 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に 関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定め るよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置 かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければ ならない。
- 5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

## (第一種特定鳥獣保護計画)

- 第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第一種特定鳥獣」という。)の保護に関する計画(以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。)を定めることができる。
- 2 略
- 3 第一種特定鳥獣保護計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、第一種特定鳥獣の

保護を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

- 4 第一種特定鳥獣保護計画は、鳥獣保護管理事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとする場合に おいて、第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定 する鳥獣保護区があるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 略

## (第二種特定鳥獣管理計画)

- 第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、 又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該 鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認 めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第 二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。
- 2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 第二種特定鳥獣の種類
  - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
  - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理 鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業(以下「指定管理鳥獣捕 獲等事業」という。)の実施に関する事項
  - 六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。